

2.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境関係法令等による規制等の状況を表 2.2.7-1 に示す。

表 2.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(1/3)

法 律 等		指定状況及び規制基準の内容		
		対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲	参照図・表
環境基本法に基づく環境基準	大 気 汚 染	二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準		表 2.2.7-2 表 2.2.7-3 表 2.2.7-4
	騒 音	騒音に係る環境基準の地域の類型は指定されていない。	佐賀市、大和町において騒音に係る環境基準の地域の類型指定が行われている。	表 2.2.7-5 表 2.2.7-6 図 2.2.7-1
	水 質 汚 濁	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定は A 類型である。	(嘉瀬川流域) 嘉瀬川上流(嘉瀬川大堰より)が A 類型に、下流が D 類型に指定されている。 多布施川上流(なかがわ橋より)が A 類型に、下流が B 類型に指定されている。 祇園川が A 類型に指定されている。 本庄江及び八田江が C 類型に指定されている。 北山ダム湖が湖沼 A 類型及び III 類型に指定されている。	表 2.2.7-7 表 2.2.7-8 図 2.2.7-2
	地 下 水 の 水 質 汚 濁	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素等の環境基準		表 2.2.7-9
	土 壌 の 汚 染	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素等の環境基準		表 2.2.7-10
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準		表 2.2.7-11
大気汚染に係る規制	大気汚染防止法	いおう酸化物の排出規制において、K 値は 17.5 とされている。 ばいじん及び有害物質に係る全国一律の排出基準 第 5 条第 2 項の規制に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域に指定されていない。 第 15 条第 1 項の規制に基づくいおう酸化物に係るばい煙発生施設の燃料使用基準に係る指定地域に指定されていない。		-
	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	ばい煙に係る特定施設:鉛の再生の用に供する溶解炉(原料の処理能力が 1 時間当たり 100kg 以上あること) 粉じんに係る特定施設:破碎機及び磨砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。)(原動機の定格出力が 37kW 以上 75kW 未満であること)		表 2.2.7-12

表 2.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(2/3)

法 律 等		指定状況及び規制基準の内容		
		対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲	参照図・表
騒音に係る規制	騒音規制法	<p>特定工場等において発生する騒音の規制基準 全域が第2種区域に指定されている。</p> <p>特定建設作業に係る騒音の規制基準 全域が第1号区域に指定されている。</p> <p>自動車騒音の要請限度 全域がb区域に指定されている。</p>	<p>特定工場等において発生する騒音の規制基準 第1種区域に佐賀市、大和町の一部、第2種区域に佐賀市、川副町、大和町の一部並びに東与賀町、久保田町、富士町、脊振村、三瀬村、小城町、三日月町の全域、第3種区域に佐賀市、川副町、大和町の一部、第4種区域に佐賀市の一部が指定されている。</p> <p>特定建設作業に係る騒音の規制基準 第1号区域に指定されている。</p> <p>自動車騒音の要請限度 佐賀市、川副町、大和町の一部がa区域に、佐賀市、大和町の一部がc区域に、それ以外の全域がb区域に指定されている。</p>	<p>表 2.2.7-13 表 2.2.7-14 表 2.2.7-15 図 2.2.7-3 図 2.2.7-4</p>
	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	<p>騒音に係る特定施設 ・コンクリートブロックマシン ・クーリングタワー(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)</p>		表 2.2.7-16
振動に係る規制	振動規制法	<p>特定工場等において発生する振動の規制基準 大部分が第1種区域に指定されている。</p> <p>特定建設作業に係る振動の規制基準 大部分が第1号区域に指定されている。</p> <p>道路交通振動の要請限度 大部分が第1種区域に指定されている。</p>	<p>特定工場等において発生する振動の規制基準 第1種区域に佐賀市、川副町、大和町、富士町、脊振村、三瀬村、小城町、三日月町の一部、東与賀町、久保田町の全域が指定、第2種区域に佐賀市、川副町、大和町の一部が指定されている。</p> <p>特定建設作業に係る振動の規制基準 第1号区域に指定されている。</p> <p>道路交通振動の要請限度 第1種区域に各市町村の全域又は一部に、第2種区域に佐賀市、川副町、大和町の一部に指定されている。</p>	<p>表 2.2.7-17 表 2.2.7-18 表 2.2.7-19 図 2.2.7-5</p>
	水質汚濁に係る規制	水質汚濁防止法	「有害物質による汚染」及び「その他の汚染」についての排水基準	表 2.2.7-20
	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の上乗せ基準が設定されている。	表 2.2.7-21	
	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	汚水又は廃液に係る特定施設及び排水に係る規制基準が設定されている。	表 2.2.7-22	
に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められている。	-	
に係る規制	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染区域に指定されている区域はない。	-	
	佐賀県環境基本条例	佐賀県における環境の保全に関する基本的施策	-	
	佐賀市環境基本条例	佐賀市における環境の保全に関する基本的施策	-	
	各市町村の環境保全に関する条例	河川をきれいにする条例(佐賀市、東与賀町、久保田町、大和町、富士町、小城町、三瀬村)、景観条例(佐賀市)、環境美化条例(久保田町)等が定められている。	-	

表 2.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(3/3)

法 律 等	指定状況及び規制基準の内容		
	対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲	参照図・表
自 然 公 園 法		な し	-
佐賀県自然公園条例	な し	県立自然公園として、天山県立自然公園、脊振北山県立自然公園、川上金立県立自然公園が指定されている。	表 2.2.7-23 図 2.2.7-6
自 然 環 境 保 全 法		な し	-
佐賀県自然環境保全条例		な し	-
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		な し	-
都 市 緑 地 保 全 法		な し	-
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		な し	-
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	な し	佐賀市、久保田町、富士町、小城町、三日月町、脊振村及び三瀬村の一部が鳥獣保護区に指定され、佐賀市、川副町、大和町、小城町及び三日月町の一部が銃猟禁止区域に指定されている。	表 2.2.7-24 図 2.2.7-7
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約		な し	-
文 化 財 保 護 法	な し	カササギ生息地(佐賀平野一帯)、エヒメアヤメ自生南限地帯(佐賀市)及び下合瀬の大カツラ(富士町)が天然記念物に指定されている。	表 2.2.7-25 図 2.2.7-8
佐賀県文化財保護条例	な し	佐賀市の佐嘉城址の楠(群)、与賀神社の楠が県天然記念物に指定されている。	表 2.2.7-25 図 2.2.7-8
市町村文化財保護条例	な し	佐賀市の国相寺の楠、高伝寺の楠、浄円寺のイチョウ、三日月町の織島神社の楠、勝妙寺の楠、淀姫宮の楠、千代雀の楠、天満宮の楠、七星宮の楠、甲柳原天満宮の楠が天然記念物に指定されている。	表 2.2.7-25 図 2.2.7-8
都 市 計 画 法	な し	佐賀市に2カ所の風致地区が指定されている。	図 2.2.7-9
森 林 法	な し	脊振山地が水源かん養保安林及び土砂崩壊・土壌流出防備保安林に指定されている他、脊振山地の山麓地域は保健保安林及び干害防備保安林に指定されている。	表 2.2.7-26 図 2.2.7-10
砂 防 法	一部が砂防指定地域に指定されている。	合計91カ所が砂防指定地域に指定されている。	表 2.2.7-26 図 2.2.7-11
鉱 業 法		な し	-
温 泉 法	な し	富士町のお湯温泉及び熊の川温泉が国民保養温泉地に指定されている。	表 2.2.7-26 図 2.2.7-12
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	一部が急傾斜地危険区域に指定されている。	合計32カ所が指定されている。	表 2.2.7-26 図 2.2.7-11
地すべり等防止法	な し	小城町に2カ所の地すべり防止区域が指定されている。	表 2.2.7-26 図 2.2.7-11
地下水採取に係る規制	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	な し	地下水採取規制地域並びに揚水施設及び構造基準 ・地下水採取規制地域 佐賀市(県道小城北茂安線以南の地域に限る。)、川副町、東与賀町、久保田町、大和町(県道小城北茂安線以南の地域に限る。) ・構造基準 揚水機の吐出口の断面積(21cm ² 以下)、ストレナーの位置(地表面下250m又は300m以下)

【環境関係法令等による規制等の内容】

(1) 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況

1) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)、二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年環境庁告示第38号)及びベンゼン等による大気汚染に係る環境基準(平成9年環境庁告示第4号)を表3.2.7-2~4に示す。

表 2.2.7-2 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。				

表 2.2.7-3 二酸化窒素に係る環境基準

物質	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

表 2.2.7-4 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2) 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)を表 2.2.7-5 に示す。道路に面する地域については、表 2.2.7-5(1)によらず、表 2.2.7-5(2)に示すとおりとされている。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 2.2.7-5(2)にかかわらず、特例として表 2.2.7-5(3)に示すとおりとされている。

佐賀県においては、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第 2 項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域(平成 11 年佐賀県告示第 143 号)により、表 2.2.7-6 に示す騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域が指定されている。

社会的状況の調査範囲における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定状況は、図 2.2.7-1 に示すとおりであり、佐賀市及び大和町の一部において類型指定がなされている。対象事業実施区域及びその周辺の区域は類型を当てはめる地域に指定されていない。

表 2.2.7-5(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注)1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2.2.7-5(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

表 2.2.7-5(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあたっては45dB 以下、夜間にあたっては40dB 以下)によることができる。	

注)1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあたっては 4 車線以上の区間に限る。)
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

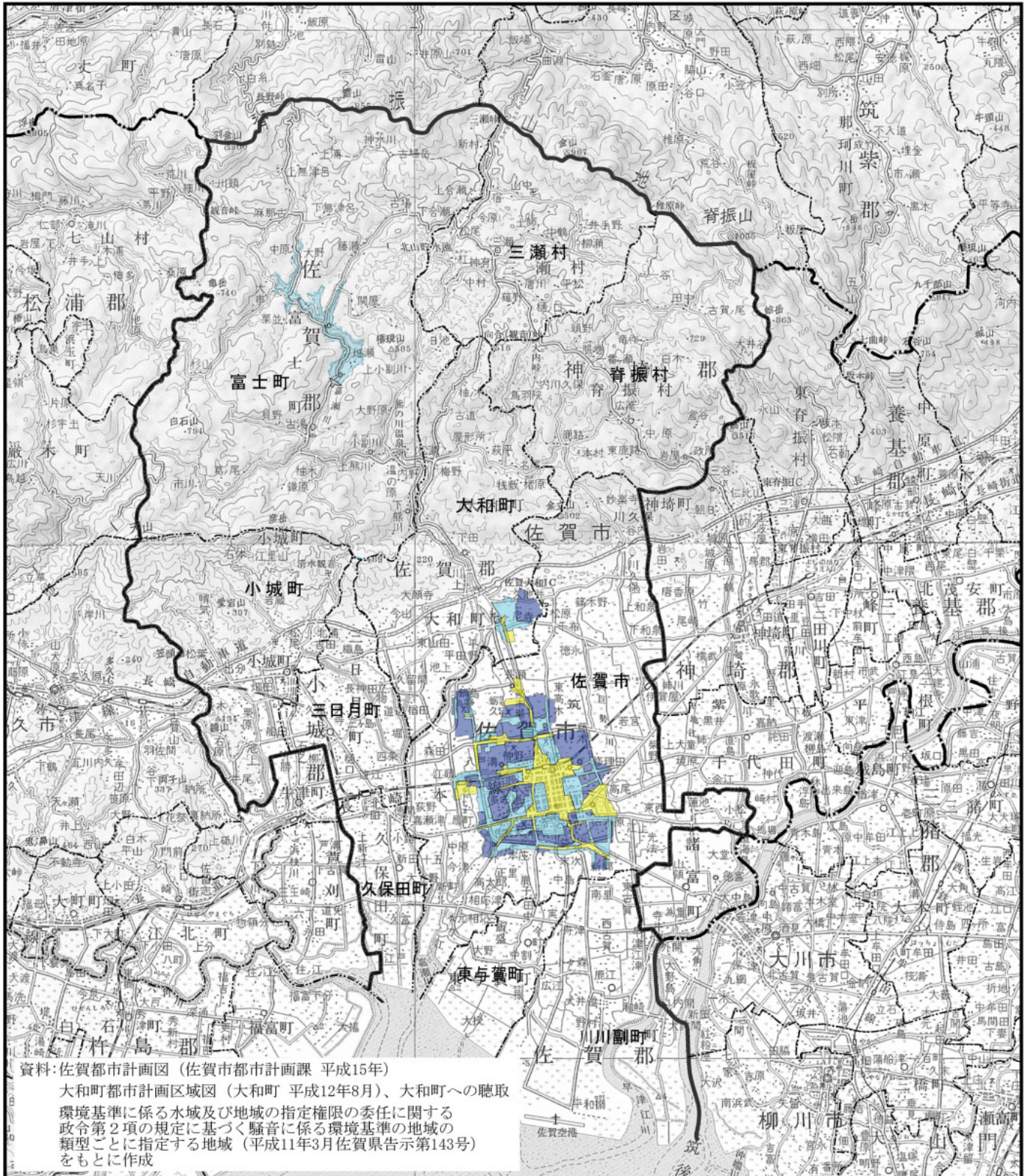
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

表 2.2.7-6 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- 注) 第一種低層住居専用地域: 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 第二種低層住居専用地域: 主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 第一種中高層住居専用地域: 中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 第二種中高層住居専用地域: 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 第一種住居地域: 住居の環境を保護するため定める地域とする。
 第二種住居地域: 主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
 準住居地域: 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 近隣商業地域: 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 商業地域: 商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 準工業地域: 主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
 工業地域: 主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
 工業専用地域: 工業の利便を増進するため定める地域とする。



資料:佐賀都市計画図(佐賀市都市計画課 平成15年)
 大和町都市計画区域図(大和町 平成12年8月)、大和町への聴取
 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する
 政令第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の
 類型ごとに指定する地域(平成11年3月佐賀県告示第143号)
 をもとに作成

凡例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 社会的状況の調査範囲
- : 県界
- : 市町村界
- : A類型
- : B類型
- : C類型



1:200,000

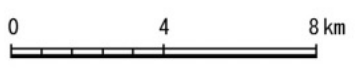


図2.2.7-1
 騒音に係る環境基準の
 類型を当てはめる地域の指定状況

3) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)を表2.2.7-7~8に示す。

社会的状況の調査範囲における公共用水域の類型指定状況は、図2.2.7-2に示すとおりであり、嘉瀬川の嘉瀬川大堰から上流がA類型に、下流がD類型に指定されている他、祇園川がA類型に、多布施川のなかがわ橋より上流がA類型、下流がB類型に、本庄江及び八田江がC類型に指定(平成15年佐賀県告示第283号)されている。また、対象事業実施区域の上流に位置する北山ダムは湖沼A類型及びIII類型に指定(昭和61年佐賀県告示第300号)されている。

表2.2.7-7 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0120(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0120の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

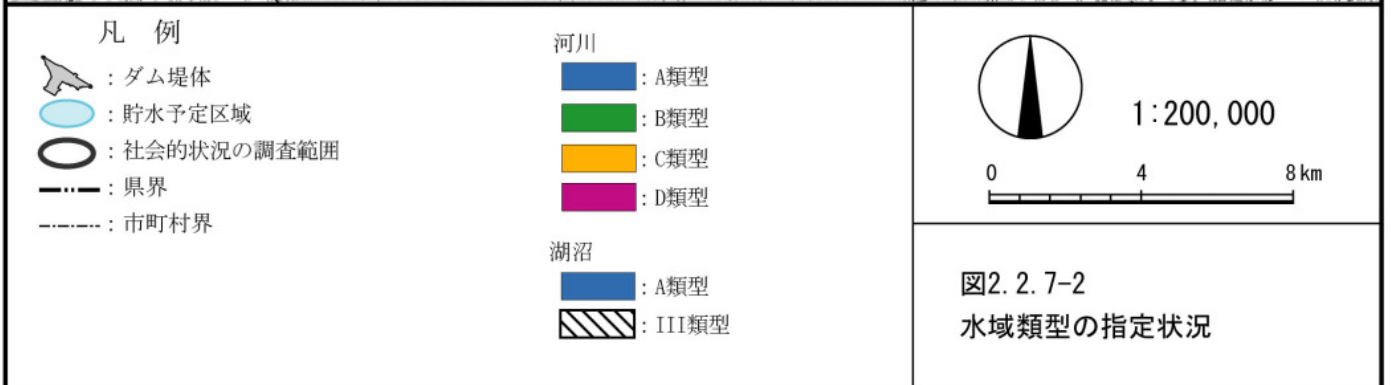
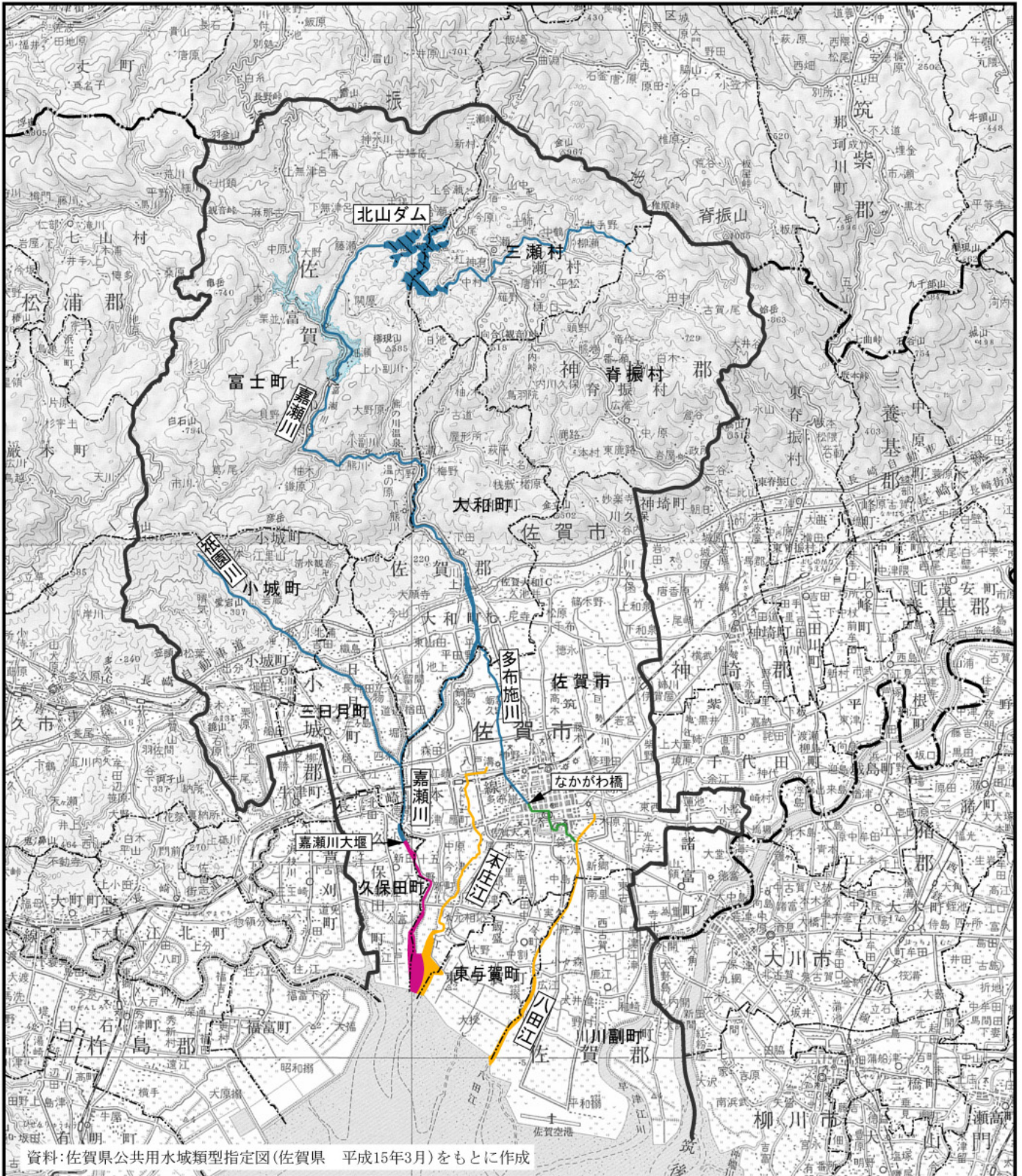


表 2.2.7-8(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
C	水産 3 級 工業用水 1 級及 び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
		8.5 以下				
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
		8.5 以下				
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認められ ないこと。	2mg/L 以上	-
		8.5 以下				
備 考						
1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2.農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級水産生物用

水産 3 級: コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 2.2.7-8(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
A	水道 2 級、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
B	水産 3 級 工業用水 1 級、 農業用水 及び C の欄 に掲げるもの	6.5 以上	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
		8.5 以下				
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-
		8.5 以下				
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級、3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
<p>1. 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>			

- 注)1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3. 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種: コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)を表2.2.7-9に示す。

表2.2.7-9 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0120の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

5) 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)を表2.2.7-10に示す。

表 2.2.7-10 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に基づくダイオキシンによる大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)を表 2.2.7-11 に示す。なお、同法においてダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

表 2.2.7-11 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)

及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 環境基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシンの量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

(3) 大気汚染に係る規制

1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)では、工場等から発生するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、カドミウム等人の健康、生活環境に被害を生じるおそれがある物質)及び粉じん(特定粉じん、一般粉じん)について排出基準が定められている。

このうち、いおう酸化物については、同法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 5 条別表 3 で定める地域の区分毎に、排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われており、社会的状況の調査範囲においては、同法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)により、K 値が 17.5 とされている。また、ばいじん及び有害物質については、物質の種類及び施設の種類ごとに、全国一律の排出基準が定められている。

社会的状況の調査範囲には、同法第 5 条の 2 に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域及び第 15 条の 2 に基づく燃料使用基準に係る指定地域に指定されている地域はない。

2) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成 14 年佐賀県条例第 48 号)に基づくばい煙、粉じんに係る特定施設及び規制基準は、表 2.2.7-12 に示すとおりである。

表 2.2.7-12(1) ばい煙に係る特定施設及び規制基準

特定施設		物質		規制基準
施設	規模又は能力			
鉛の再生の用に供する溶解炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 100kg 以上であること	いおう酸化物		K 値を 17.5 として算出したいおう酸化物の量
		ばいじん		0.40g
		佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる物質	鉛及びその化合物	10mg

注)佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる物質を以下に示す。

1. カドミウム及びその化合物
2. 塩素及び塩化水素
3. ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素
4. 鉛及びその化合物

表 2.2.7-12(2) 粉じんに係る特定施設及び規制基準

特定施設		規制基準
施設	規模又は能力	
破碎機及び磨砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 37kW 以上 75kW 未満であること。	次のいずれかに該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(4) 騒音に係る規制

1) 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

佐賀県においては、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項の規定に基づき、騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第399号)が表2.2.7-13に示すとおり定められている。

社会的状況の調査範囲における区域の指定状況は図2.2.7-3に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域は第2種区域に指定されている。

表2.2.7-13 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位: dB

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
第1種区域	45	40	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

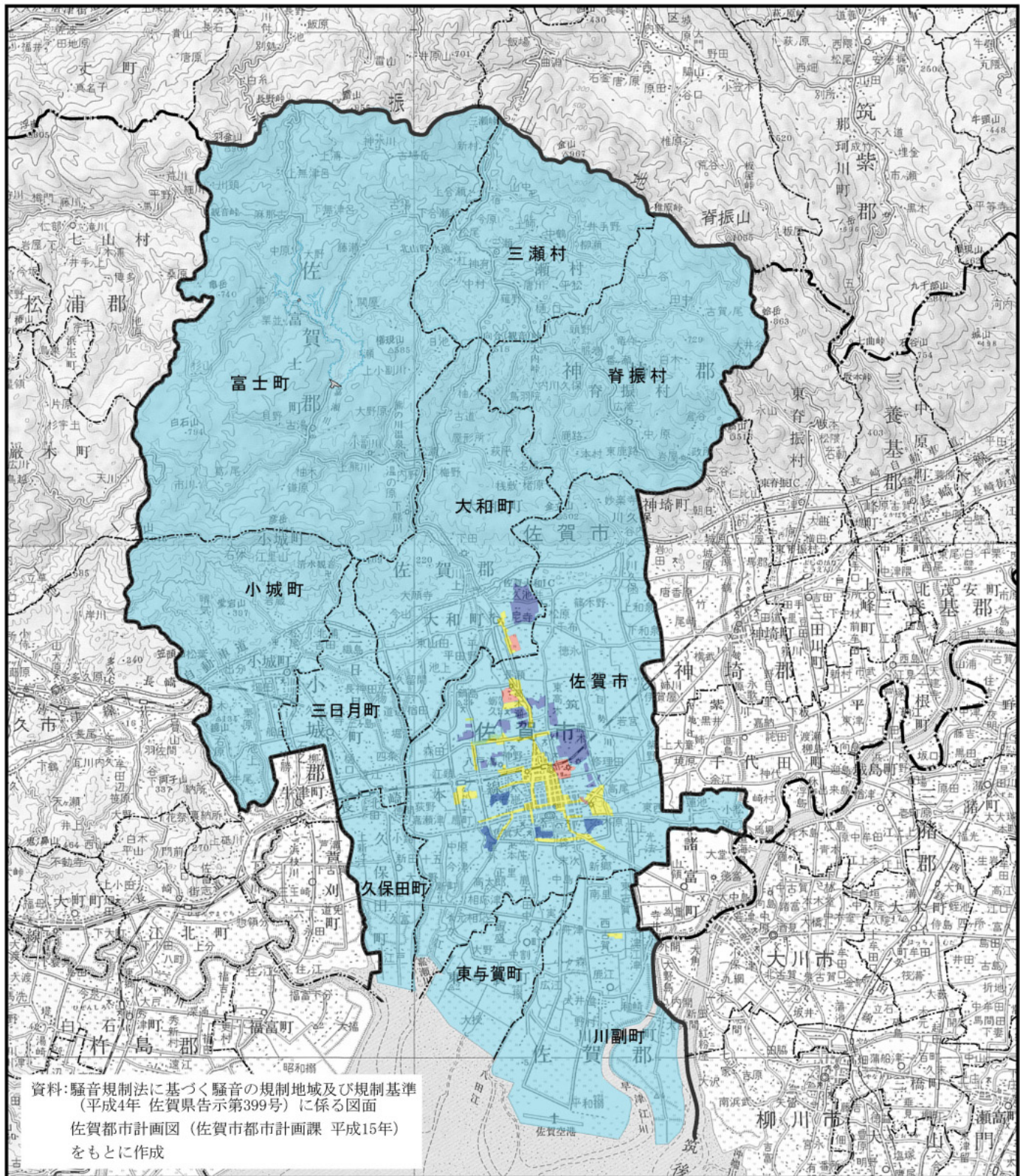
注)1.時間の区分は以下のとおりである。

朝:午前6時～午前8時 昼間:午前8時～午後7時

夕:午後7時～午後11時 夜間:午後11時～翌日の午前6時

2.第1種、第2種、第3種及び第4種区域は、平成4年佐賀県告示第399号により、次に掲げる区域をいう。

- ・第1種区域:佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、大和町、基山町、浜玉町、有田町及び嬉野町の区域のうち、別添の図面において緑で着色して示す区域
- ・第2種区域:佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、諸富町、川副町、大和町、三田川町、東脊振村、基山町、上峰町、牛津町、浜玉町、有田町、西有田町、山内町、北方町、大町町及び嬉野町の区域のうち、別添の図面において黄で着色して示す区域並びに東与賀町、久保田町、富士町、神埼町、千代田町、脊振村、三瀬村、中原町、北茂安町、三根町、小城町、三日月町、芦刈町、七山村、巖木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町、江北町、白石町、福富町、有明町、太良町及び塩田町の全域
- ・第3種区域:佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、諸富町、川副町、大和町、三田川町、東脊振村、基山町、上峰町、牛津町、浜玉町、有田町、山内町、北方町、大町町及び嬉野町の区域のうち、別添の図面において赤で着色して示す区域
- ・第4種区域:佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、諸富町、大和町、基山町、牛津町、西有田町及び北方町の区域のうち、別添の図面において青で着色して示す区域



資料：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準
 (平成4年 佐賀県告示第399号)に係る図面
 佐賀都市計画図(佐賀市都市計画課 平成15年)
 をもとに作成

凡例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 社会的状況の調査範囲
- : 県界
- : 市町村界

	特定工場等において発生する騒音の規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
	第1種区域	第1号区域
	第2種区域	
	第3種区域	第2号区域*
	第4種区域	

* 学校、病院等の周囲については表2.2.7-14の注を参照。



1:200,000

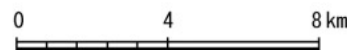


図2.2.7-3
 騒音規制法に基づく
 区域の指定状況

2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

騒音規制法第15条第1項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)を表2.2.7-14に示す。

社会的状況の調査範囲における区域の指定状況は図2.2.7-3に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域は第2号区域に指定されている。

表2.2.7-14 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域	基準
基準値	第1号区域	85dBを超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

注)1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけんを除く。)
くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(アースオーガーと併用する作業を除く。)
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

3. 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

4. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

5. 第1号区域は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号に規定する区域(平成4年佐賀県告示第400号)で定める以下に示す区域。

- ・騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第399号。以下「指定告示」という。)により第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域。

学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

6. 第2号区域は、第1号区域以外の区域。

3) 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内の自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)において定められている自動車騒音の要請限度を表2.2.7-15に示す。

社会的状況の調査範囲における区域の指定状況は図2.2.7-4に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域はb区域に指定されている。

表2.2.7-15 自動車騒音の要請限度

単位: dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

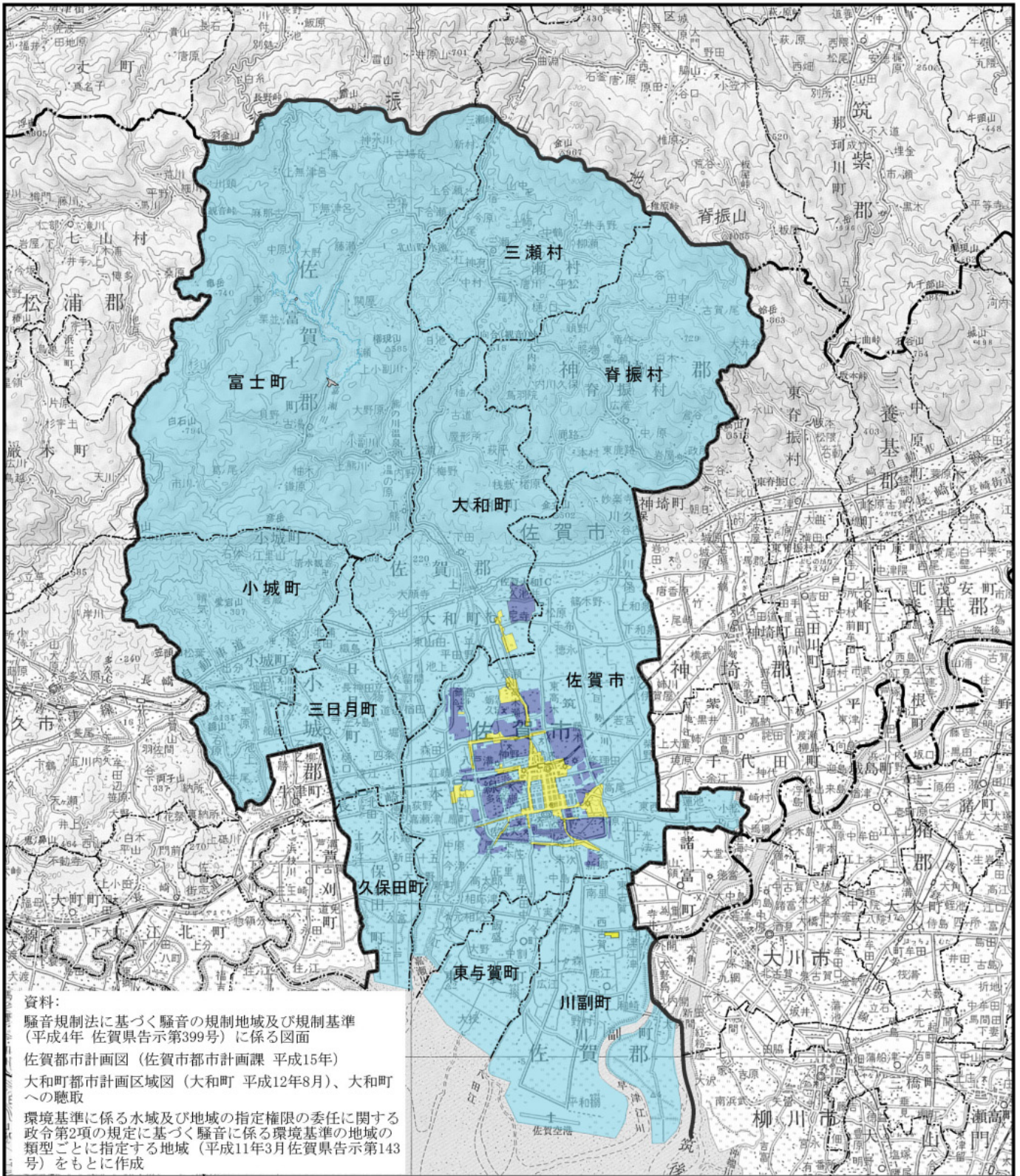
上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

注)1.a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- ・ a区域:専ら住居の用に供される区域
- ・ b区域:主として住居の用に供される区域
- ・ c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2.佐賀県では、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考に規定するa区域、b区域及びc区域の区域(平成12年佐賀県告示第470号)により、上記の区域を次に掲げるとおり指定している。

区域の区分	該当地域
a区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第399号。以下「指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域 但し、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域(平成11年佐賀県告示第143号)により地域の類型を当てはめられた地域については、前記にかかわらず都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b区域	指定告示により第2種区域として定められた区域 但し、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域(平成11年佐賀県告示第143号)により地域の類型を当てはめられた地域については、前記にかかわらず都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
c区域	指定告示により第3種区域及び第4種区域に定められた区域 但し、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域(平成11年佐賀県告示第143号)により地域の類型を当てはめられた地域については、前記にかかわらず都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域



凡例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 社会的状況の調査範囲
- : 県界
- : 市町村界

- : a区域
- : b区域
- : c区域



1:200,000

0 4 8 km

図2.2.7-4
自動車騒音の要請限度の
区域指定状況

4) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成 14 年佐賀県条例第 48 号)に基づく騒音に係る特定施設は、表 2.2.7-16 に示すとおりである。なお、規制基準は表 2.2.7-13 と同様である。

表 2.2.7-16 騒音に係る特定施設

特 定 施 設
次に掲げる施設のうち、騒音規制法第 4 条第 2 項に規定する指定地域内に設置される工場又は事業場で、同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの。 ・コンクリートブロックマシン ・クーリングタワー(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)